

# 予防技術検定模擬テスト

## — 解説付 —

No.49

〔共通〕問1 次に掲げる防火対象物のうち、当該防火対象物において使用する防災対象物品が必ずしも防災物品であることを要さないものを1つ選べ。

- (1) 平屋建てで延べ面積が1,000㎡の集会場（消防法施行令別表第一（以下「令別表第一」という。）(1)項口に掲げる防火対象物）。
- (2) 高さ31mで延べ面積が3万㎡の事務所ビル（令別表第一(15)項に掲げる防火対象物）。
- (3) 工事中の建築物。ただし当該建築物は、都市計画区域外のもっぱら住居の用に供するもの及びこれに附属するものではないものとする。
- (4) 化学工業製品製造装置。

〔消防用設備等〕問1 消防用設備等の届出及び検査に関する次の文を読み、消防法令上正しいものを1つ選べ。なお、本問では特殊消防用設備等の届出及び検査については問うていないものとする。

- (1) 消防用設備等の検査を受けようとする防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等の設置に係る工事が完了した場合、工事が完了した日から7日以内に消防長又は消防署長に「消防用設備等設置届出書」を届け出なければならない。
- (2) 消防用設備等の検査を受けようとする防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等の設置に係る工事が完了し、消防長又は消防署長に「消防用設備等設置届出書」を届け出る際に、当該設置に係る消防用設備等に関する図書及び当該設置に係る消防用設備等検査結果報告書を添付しなければならない。
- (3) 消防長又は消防署長は、防火対象物の関係者から「消防用設備等設置届出書」の届出があったときは、遅滞なく、当該防火対象物に設置された消防用設備等が消防法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画に適合しているかどうかを検査しなければならない。
- (4) 消防長又は消防署長が行う消防用設備等の検査において、登録認定機関が行った認定に係る表示が付されている消防用設備等又はこれらの部分である機械器具については、当該認定に係る設備等技術基準に適合しているものとみなす。

〔消防用設備等〕問2 消防機関へ通報する火災報知設備に関する次の文を読み、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 電話回線及び電話回線以外の方法を利用して、一の押しボタンの操作等により消防機関に通報することができる装置は「火災通報装置」であり、防災センター等に設置しなければならない。

ならない。

- (2) 火災通報装置を除く消防機関へ通報する火災報知設備の発信機は、みだりに人の目にふれにくい箇所であり、かつ、火災に際しすみやかに操作することができる箇所及び防災センター等に設置しなければならない。
- (3) 火災通報装置は、屋内の電話回線のうち交換機等と電話局の間となる部分に接続しなければならない。
- (4) 火災通報装置の電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。ただし、令別表第一(6)項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000㎡未満のものに設けられる火災通報装置の電源が、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられている場合は、この限りでない。

〔防火査察〕問1 消防法（以下「法」という。）に基づく命令を発動する場合、不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てができる期間を教示をする必要があるが、次の命令等に関する組み合わせのうち、誤っているものは次のうちどれか。

No.	命令条文	命令の主体	不服申立てをすべき行政庁	不服申立てができる期間
(1)	法第5条の3第1項	消防吏員	消防署長	命令を受けた日の翌日から起算して30日以内
(2)	法第8条第3項	消防署長	消防長	命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内
(3)	法第4条第1項	消防署長	消防長	命令を受けた日の翌日から起算して30日以内
(4)	法第17条の4第1項	消防長	市町村長	命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内

〔防火査察〕問2 違反処理等に関する記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 警告とは、違反事実又は火災危険等が認められる事実について、防火対象物の関係者に対し、当該違反の是正又は火災危険等の排除を促し、これに従わない場合、命令、告発等の法的措置をもって対処することの意思表示である。
- (2) 実況見分とは、違反事実の確認及び証拠保全のため、違反現場に出向し、直接、違反の状態や物の存在を現認し、調査することをいうものである。
- (3) 配達証明郵便とは、郵便物が配達された事実を証明し、内

容証明郵便は、郵便物の内容とそれが差し出されたことを証明するものである。

- (4) 命令を発動する際の事前手続である聴聞は、不利益処分を受ける者に、原則として書面による意見陳述の機会を与え、処分についての判断を行う手続である。

〔危険物〕問1 次のうち、製造所等に設ける掲示板の表示内容に該当するものはどれか。

- (1) 「係員以外出入禁止」 (2) 「禁煙」  
 (3) 「危」 (4) 「給油中エンジン停止」  
 (5) 「注水厳禁」

〔危険物〕問2 複数性状物品の属する品名が該当する類に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 引火性液体の性状及び自己反応性物質の性状を有する場合 第4類  
 (2) 可燃性固体の性状並びに自然発火性物質及び禁水性物質の性状を有する場合 第3類  
 (3) 酸化性固体の性状及び可燃性固体の性状を有する場合 第2類  
 (4) 自然発火性物質及び禁水性物質の性状並びに引火性液体の性状を有する場合 第3類  
 (5) 酸化性固体の性状及び自己反応性物質の性状を有する場合 第5類

## 昇任試験実力養成講座・予防技術検定模擬テスト〈解答と解説〉

### 昇任試験実力養成講座

共通（消防士長・消防司令補）問題

〔地方自治〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 地方自治法第90条及び91条参照。  
 (2) 地方自治法第92条参照。  
 (3) 地方自治法第93条参照。  
 (4) 地方自治法第96条参照。

問2 答 (1)

- 解説 (1) 地方自治法第224条参照。  
 (2) 地方自治法第225条参照。  
 (3) 地方自治法第227条参照。  
 (4) 地方自治法第230条参照。

〔公務員法制等〕

問1 答 (5)

解説 地方公務員法第55条の2第5項は、在籍専従期間には退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入してはならないことを定めている。これは、退職手当が勤続期間を前提とする経済的な給付であり、給与支給の場合と同様に、その勤続期間を通算することはいわゆる経理上の援助に該当すると考えられるので、労使相互不介入の原則に基づいて、これを禁止することとされたものである。

問2 答 (4)

解説 職員は、当該地方公共団体の職員の地位を有する限り、広く当該地方公共団体の勤務条件について措置要求することができるものであり、転勤等により当該職員にとっては過去のものとなった勤務条件であっても、また、他の職員に係る勤務条件であっても措置要求することを妨げるものではない（行実昭26年8月15日 地自公発第332号）。

〔消防組織〕

問1 答 (3)

解説 消防職員及び消防団員の教養訓練の基準に関する事項は、消防庁のつかさどる事務である（消防組織法第4条第2項第5号）。

問2 答 (2)

解説 (1)、(2) 消防組織法第37条参照。  
 (4) 消防組織法第38条参照。

問3 答 (2)

解説 指揮支援隊長は、消防庁又は震央管轄都道府県の消防応援活動調整本部が連絡する消防機関の消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあっては、町村役場。）とする。

〔消防法規〕

問1 答 (2)

解説 消防法第5条参照。

問2 答 (4)

解説 消防法第5条参照。

問3 答 (1)

解説 消防法施行令第4条の3第1項参照。

問4 答 (1)

解説 (1)は消防法第8条の2の3第4項に規定する失効の要件である。

〔消防設備〕

問1 答 (2)

解説 消防法施行令第32条参照（消防長等の判断と責任において適用を判断すること）。

問2 答 (4)

解説 消防法第2条第4項参照（関係者とは、所有者・管理者・占有者のことでありたとえ不法占拠中であっても関係者となる。）。

問3 答 (1) 2 (2) 600 (3) 50 (4) 100 (5) 1,000  
解説 消防法施行令第21条第2項参照。

問4 答 (4)  
解説 消防法施行令第21条の2第1項参照。

問5 答 (1)  
解説 消防法施行規則第21条第4項第2号参照。

問6 答 (3)  
解説 消防法施行規則第21条第3項第1号イ参照。

問7 答 (2)  
解説 金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令（昭和40年1月12日自治省令第3号）第3条第3項第1号参照。

問8 答 (4)  
解説 消防法施行規則第26条第5項第1号参照。

問9 答 (1) 10日 (2) 工事整備対象設備等  
(3) 消防長又は消防署長  
解説 消防法第17条の14参照。

#### 〔建築法規〕

問1 答 (3)  
解説 建築基準法施行令第1条参照。

#### 〔危険物〕

問1 答 (4)  
解説 関係条文  
危険物の規制に関する政令第9条（製造所）、同第10条（屋内貯蔵所）、同第11条（屋外タンク貯蔵所）、同第12条（屋内タンク貯蔵所）、同第16条（屋外貯蔵所）参照。

問2 答 (2)  
解説 危険物の規制に関する政令第13条（地下タンク貯蔵所）第1項第8号、第8号の2、第9号、第11号、第13号参照。

#### 〔防災〕

問1 答 (1) 国土 (2) 災害 (3) 地方公共団体  
(4) 責任の所在 (5) 災害応急対策  
(6) 財政金融措置 (7) 基本 (8) 整備  
(9) 推進 (10) 社会の秩序 (11) 公共の福祉  
解説 災害対策基本法第1条参照。

問2 答 (4)  
解説 (4)の規定はない。地震防災対策特別措置法第2条参照。

問3 答 (5)  
解説 不特定かつ多数の者が利用する公的建造物については、改築は規定されていない。地震防災対策特別措置法第3条参照。

#### 〔救急〕

問1 答 (1)  
解説 平成23年版消防白書参照。

問2 答 (3)  
解説 b クレゾールは結核菌に有効で、有機物の存在下でも有効である。  
c 塩化ベンザルコニウムは真菌に有効で、結核菌には無効である。

問3 答 (5)  
解説 熱中症に対する設問。水分補給が必要な状態であるが、意識状態から誤嚥の可能性がある。ABCを確保して早急に救命救急センター等の全身管理ができる医療機関に搬送する。

#### 〔救助〕

問1 答 (5)  
解説 (1) 消防組織法第30条第1項参照。  
(2) 消防組織法第48条参照。  
(3) 消防法第2条第8項参照。  
(4) 「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」第2章第2節(6)参照。  
(5) 消防法施行令第44条の2第1項参照。

#### 〔石油コンビナート〕

問1 答 (3)  
解説 石油コンビナート等災害防止法第1条参照。

問2 答 (5)  
解説 石油コンビナート等災害防止法第24条の2参照。

#### 〔原子力〕

問1 答 (3)  
解説 輸送物の標識は、L型を除く物に表示されている。「スタート！R I 119」のP.34参照。

問2 答 (2)  
解説 部署位置については、風上、高所に部署するのが正解。なお、放射線の遮へいのため、遮へい物を有効利用するが、原子力施設等コンクリートの厚い施設の

場合、通信手段が確保できない場合がある。使用可能な通信機器の確認や、伝令等の代替措置を考慮する必要がある。「スタート！R I 119」のP.35参照。

〔無線法規〕

問1 答 (3)

解説 電波法第60条(時計、業務書類等の備付け)参照。

〔無線工学〕

問1 答 (4)

解説 スケルチ調整は、相手局からの送話が無いとき、受信機から雑音がでたらスケルチ調整つまみを右に回して、雑音が急に消える限界付近の位置に調整すればよい。

〔国民保護〕

問1 答 (4)

解説 都道府県国民保護対策本部長には都道府県知事、市町村国民保護対策本部長には市町村長を充てるものとしている。

問2 答 (2)

解説 武力攻撃事態等における避難住民の誘導に当たっても、通常の消防活動の場合と同様に、消防団が消防長又は消防署長の所轄の下に行動すべき事を確認的に規定している。

〔警防〕

問1 答 (2)

解説 防毒マスク及び簡易型防護服は危険区域内では使用しない。

問2 答 (1)

解説 原則として建物の空調機は停止し、窓を閉鎖することにより換気による拡散防止を図る。

問3 答 (4)

解説 (4) スコップ、なた、背負式ポンプは退路を確保する上で必要となるので原則として放棄しない。

消 防 司 令 問 題

〔組織管理〕

問1 答 (2)

解説 (1) 満足度の向上も目指すため、誤り。  
(3) P F Iの説明であるため、誤り。  
(4) 「説明責任の向上」の手段であるため、誤り。  
(5) 「経済効率性の追求」の手段であるため、誤り。

〔人事管理〕

問1 答 (5)

解説 (1) 管理職手当の説明であるため、誤り。  
(2) 管理職特別勤務手当の説明であるため、誤り。  
(3) 対象であるため、誤り。  
(4) 能率給であるため、誤り。

〔消防財政〕

問1 答 (2)

解説 (1) 一般会計と特別会計に二分されるため、誤り。  
(3) 交通事業等は、該当しないため、誤り。  
(4) 消防費は、一般会計に計上されるため、誤り。  
(5) 一般会計が普通会計に包含されるため、誤り。

〔警防〕

問1 答 (2)

解説 救急活動は傷病者の汚染の処理が終了した後に開始することを原則とする。

問2 答 (5)

解説 指揮本部長は火災警戒区域を解除した場合は、①住民に対する広報、周知・②警防本部に対する報告・③警察官に対して通知の処置を行う。

問3 答 (3)

解説 筒先圧力を落として外周から中心部へ、高所から低所へ順次移動して、着火したと思われるものは、屋外の安全な場所に搬送させる。また、スタンドパイプを積極的に活動する。

〔救急〕

問1 答 (4)

解説 急病となる火災現場において直接火災に起因して生じた事故をいう。直接火災に起因した事故とは、火災現象による火災、高熱、煙、その他の有毒ガス等により負傷した事故、火災現象による建物倒壊等により負傷した事故又は消火活動、救助活動、避難行動等により負傷した事故をいう。

問2 答 (3)

解説 救急救命士が実施する電気的除細動の適応は、V Fと無脈性V Tである。

問3 答 (2)

解説 平成23年中の全国の救急出動件数は過去最高であるが、570万6,792件である。

予 防 技 術 検 定 模 擬 テ ス ト

〔共通〕

問1 答 (2)

解説 (1) 消防法施行令第4条の3第1項。  
(2) 消防法第8条の3第1項、消防法施行令第4条の3第1項。高層建築物でも防災防火対象物

でもないため、防災物品の使用義務はない。

- (3) 消防法施行令第4条の3第1項、消防法施行規則第4条の3第1項第1号。
- (4) 消防法施行令第4条の3第1項、消防法施行規則第4条の3第1項第4号。

#### 〔消防用設備等〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 消防法施行規則第31条の3第1項。「工事が完了した日から7日以内」ではなく、「工事が完了した日から4日以内」に届け出なければならない。
- (2) 消防法施行規則第31条の3第1項第2号。「当該設置に係る消防用設備等検査結果報告書」ではなく、「当該設置に係る消防用設備等試験結果報告書」を添付しなければならない。
- (3) 消防法施行規則第31条の3第2項。「消防法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画」ではなく、「設備等技術基準」に適合しているかどうかを検査しなければならない。
- (4) 消防法施行規則第31条の3第3項。

問2 答 (3)

- 解説 (1) 消防法施行規則第25条第2項第1号。「火災通報装置」とは、電話回線を利用するものに限られている。
- (2) 消防法施行規則第25条第2項第2号。「みだりに人の目にふれにくい箇所」ではなく、「多数の者の目にふれやすい箇所」に設置しなければならない。
- (3) 消防法施行規則第25条第3項第2号。
- (4) 消防法施行規則第25条第3項第3号イ。電源の特例が認められているのは、「令別表第一(6)項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000㎡未満のもの」ではなく、「令別表第一(6)項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が500㎡未満のもの」。

#### 〔防火査察〕

問1 答 (3)

- 解説 (1) 法第5条の4及び違反処理マニュアルにより正しい。
- (2) 行政不服審査法及び違反処理マニュアルにより正しい。
- (3) 不服申立てができる期間は、行政不服審査法により「命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内」であり、誤り。
- (4) 行政不服審査法及び違反処理マニュアルにより正しい。

問2 答 (4)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
- (2) 違反処理マニュアルにより適当。
- (3) 違反処理マニュアルにより適当。
- (4) 聴聞は、不利益処分を受ける者に、口頭による意見陳述や質問の機会などを与え、処分を受ける者と行政庁側のやりとりを経て、事実判断を行う手続である。

#### 〔危険物〕

問1 答 (4)

- 解説 製造所等には、防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けることとされている。
- 〔参照条文〕危険物の規制に関する規則第18条。

問2 答 (1)

- 2以上の性状を有する物品については、考えられる性状の組み合わせに関し、火災防止の観点から優先されるべき品の品名（前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの）に属するものとして、それぞれの組み合わせごとに属する品名が定められている。
- 〔参照条文〕消防法別表第1備考第21号、危険物の規制に関する規則第1条の4。

### 昇任試験実力養成講座・小論文

#### 解答例

職場では、様々な規模の会議が、定例的又は臨時的なものとして頻繁に行われている。

ところで、組織を活力あるものにして、達成目標を確実にしていくためには、日常的に行っている会議の実態を十分把握しておくなければならない。例えば、定例会として月1回開催されている会議が、実は特段の懸案事項も決定事項もないのに、漫然と慣例で行われていたら、こうした職場からは何も生まれてこないばかりか、無駄な会議として多くの職員に失望を与える効果すら生じさせるのではないだろうか。この意味でいうと、日常的に行われている職場の会議をとらえて、その職場の管理

者などの質というものも明らかになってくるのではないかと考えられる。

職場を伸ばすための会議にしていくには基本的に幾つかの前提事項が順守されなければならない。まず、何のための会議なのかといった点で、その目的を明確にしておく必要がある。少なくともどの職場においても一定の達成すべき目標というものがある筈であるから、最低限職場の達成目標に対して実践的な目的をもった会議でなければならない。

次に、会議が職場の達成目標に対して実践的意義を有するものである以上、会議で討議されなければならない事項は、目標